

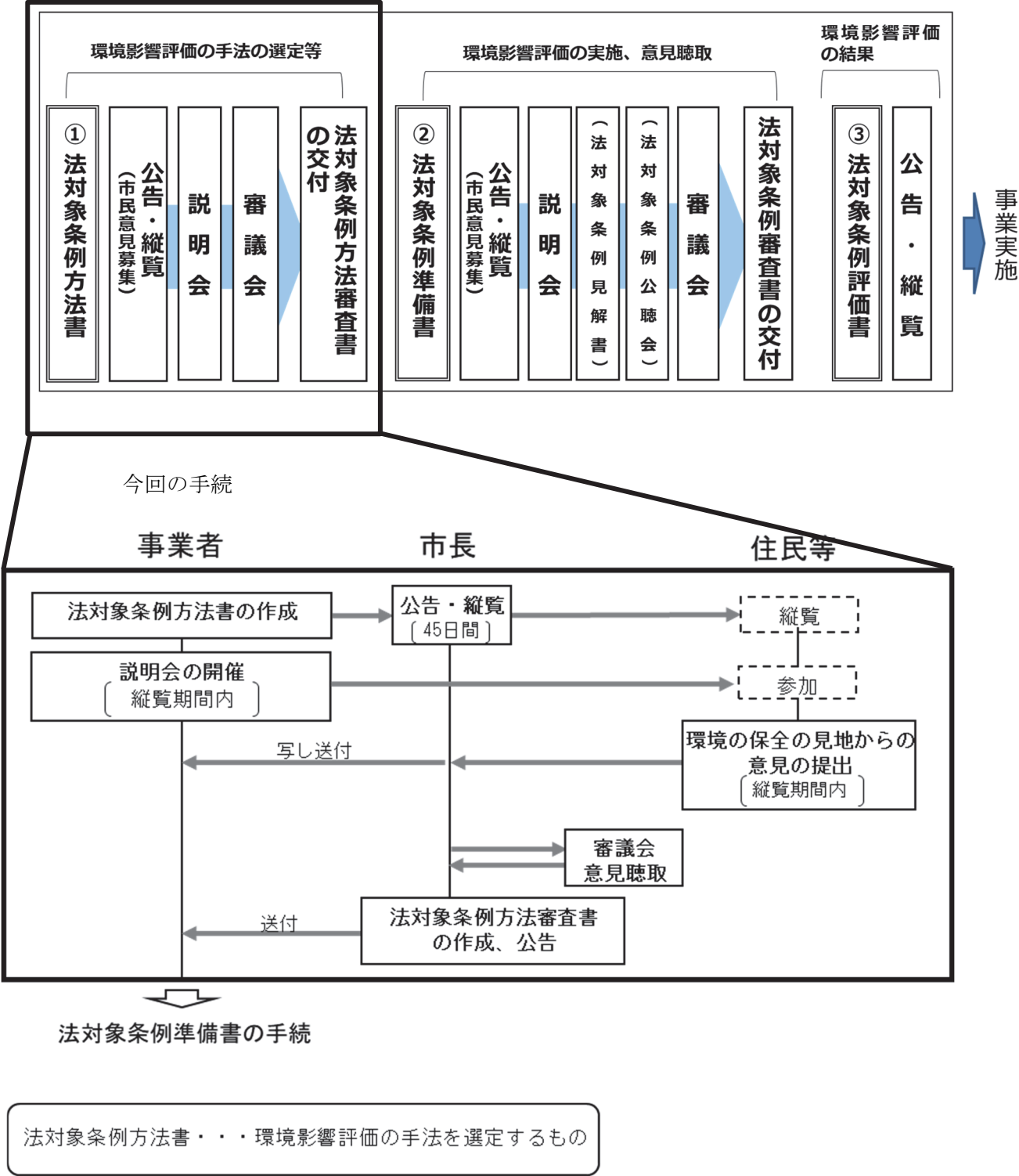
(仮称) 扇町天然ガス発電所建設
プロジェクト
法対象条例環境影響評価方法書

令和 7 年 12 月

ENEOS Power 株式会社

本書に掲載した地図は、国土地理院の地理院タイル及び基盤地図情報を加工して作成したものである。

川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続（法対象事業）



目 次

第1章 法対象事業の概要	1
1.1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
1.2 法対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域	1
1.3 法対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容	1
1.4 法対象事業計画段階での環境面への配慮事項	2
第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果 をとりまとめたもの	3
第3章 計画段階環境配慮書に対する市民意見等の概要と事業者の見解	3
第4章 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況並びに環境特性	3
4.1 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況	3
4.2 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境特性	3
第5章 環境影響評価の項目の選定	4
5.1 環境影響要因の抽出	4
5.2 環境影響評価項目の選定	4
第6章 環境影響の調査、予測及び評価の手法	9
第7章 環境配慮項目	20
7.1 環境配慮項目の選定	20
7.2 環境配慮方針	21
第8章 関係地域の範囲	22
第9章 その他	24
9.1 法対象事業の実施に必要な許認可等の種類	24
9.2 法対象条例環境影響評価方法書の作成者及び業務受託者、事業の内容等に関 する問い合わせ窓口	24

(空白ページ)

第1章 法対象事業の概要

1.1 法対象事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 香月 有佐

主たる事務所の所在地：東京都港区麻布台一丁目3番1号

1.2 法対象事業の名称及び種類並びに事業を実施する区域

法対象事業の名称：(仮称) 扇町天然ガス発電所建設プロジェクト(以下「本事業」という。)

法対象事業の種類：ガスタービン及び汽力(コンバインドサイクル発電方式)の新設

法対象事業を実施する区域：神奈川県川崎市川崎区扇町12番1号

法対象事業を実施する区域(以下「対象事業実施区域」という。)は、現在、ENEOS 株式会社川崎事業所の遊休地である。現在、事業所内には使用されていないタンクや配管等が存在しているが、本事業は ENEOS 株式会社により更地化された土地を賃借して実施する計画であり、環境影響評価法に基づく環境影響評価方法書(以下「環境影響評価方法書」という。)の「第2章 2.2 対象事業の内容」(p2-3~6)に面積、位置及びその周囲の状況を記載している。

1.3 法対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容

法対象事業の目的、事業立案の経緯等及び内容については、環境影響評価方法書の記載事項と重複するため、環境影響評価方法書の「第2章 2.1 対象事業の目的」(p2-1~2)、「第2章 2.2 対象事業の内容」(p2-3~17)、「第4章 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果 4.1.1 計画段階配慮事項の選定 1. 配慮書事業特性」(p4.1-2~3)及び「第7章 7.2 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」(p7.2-1~8)を参照。

ここでは、環境影響評価方法書に記載されていない項目について記載する。

1.3.1 安全(火災、爆発、化学物質の漏えい等)に関する事項

- ・発電用燃料に使用する天然ガスは近隣の LNG 基地から既設パイプラインより供給される計画である。
- ・「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)に基づく危険物等を使用する発電設備には、保安監視装置や防消火設備を設置し、また、指定可燃物は適正に保管・管理する。なお、危険物として回転機器の潤滑油及び非常用発電設備の燃料(軽油または重油)を計画している。
- ・「高圧ガス保安法」(昭和26年法律第204号)に規定されている高圧ガス(発電機冷却用の水素ガス等)は、法令基準に適合した保管場所に適正に保管・管理する。
- ・供用時に、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成11年法律第86号)(以下「PRTR法」という。)に指定されている化学物質としてヒドラジンを脱酸剤として使用する計画があり、法令に則り適切に取り扱う。

1.3.2 施設管理計画に関する事項

・管理体制

安全、環境保全および労働安全に係る管理体制としては、保安全管理等に関する目標を定め、安全管理等の規定を定めるとともに、発電所長直轄の安全衛生委員会を設置して、安全管理等を一括して束ねる体制とする。

・施設の運用・監視

施設の運用・監視は、24 時間体制で行い、休日・夜間においては緊急時の連絡体制を定める。

・従業員教育

従業員の安全及び環境保全に対する意識を徹底し、周辺環境や住民の安全に対する影響が生じないように消防、化学物質管理、環境保全等に係る教育を行う。

・地域とのかかわり

地域や地元行政等との良好な関係を保ち、地域活動や社会の環境保全活動に積極的に参加する。

・防・消火計画

防・消火については、発電所計画地内に消防水利や消防活動空地を確保し、適切に対応する計画である。

1.4 法対象事業計画段階での環境面への配慮事項

法対象事業計画段階での環境面への配慮事項については、環境影響評価方法書の記載事項と重複するため、環境影響評価方法書の「第2章 2.2 対象事業の内容」(p2-3～17)、「第4章 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果 4.1.1 計画段階配慮事項の選定 1. 配慮書事業特性」(p4.1-2)を参照。

ここでは、環境影響評価方法書に記載されていない項目について記載する。

・安全への配慮

安全への配慮としては、保安設備、消火設備、防災監視設備等を設置するとともに、自衛消防隊を編成し、非常事態に備える。また、社内防災訓練の実施や地域の防災活動に参加し、非常時には近隣企業との相互応援体制を整備する。

第2章 配慮を要する環境要素の項目並びに環境影響の調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

環境影響評価方法書の記載事項と重複するため、環境影響評価方法書「第4章」を参照。

第3章 計画段階環境配慮書に対する市民意見等の概要と事業者の見解

環境影響評価方法書の記載事項と重複するため、環境影響評価方法書「第5章」及び「第7章」を参照。

第4章 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況並びに環境特性

4.1 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の概況

環境影響評価方法書の記載事項と重複するため、環境影響評価方法書「第3章」を参照。

4.2 法対象事業を実施する区域及びその周辺地域の環境特性

環境影響評価方法書の記載事項と重複するため、環境影響評価方法書「第3章」を参照。

第5章 環境影響評価の項目の選定

5.1 環境影響要因の抽出

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容と発電所計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮して、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、第 5-1 表のとおりである。

第 5-1 表 環境影響要因の抽出結果

対象時期	環境影響要因	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		建築物等の存在
	施設の供用	施設の稼働
		排ガスの排出
		一般排水の排出
		温排水の排出
		危険物・可燃物の取扱い

5.2 環境影響評価項目の選定

本事業の計画内容、想定される発電所計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮した上で、抽出した環境影響要因ごとに「地域環境管理計画」（川崎市、令和 3 年 3 月改定）に掲げられている環境影響評価項目の中から、環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連は、第 5-2 表のとおりである。また、環境影響評価項目として選定する理由又は選定しない理由は、第 5-3 表のとおりである。

なお、ここでは環境影響評価方法書の対象となっていない環境影響評価項目を対象に選定を行った。

第 5-2 表 環境影響評価項目の選定

環境影響要因 環境影響評価項目		工事中			供用時						
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在		施設の供用				
					緑の回復育成	建築物等の存在	施設の稼働	排ガスの排出	一般排水の排出	温排水の排出	危険物・可燃物の取扱い
地球環境	温室効果ガス						□				
大 気	大気質	□	□					□			
	悪 臭										
	上記以外の環境要素（冷却塔白煙）						□				
水	水 質	□		□					□		
	水 温									—	
	底 質	□									
地 盤	地下水位										
	地盤沈下										
	変 状										
土壌汚染	土壌汚染			○							
騒 音・振 動・ 低周波音	騒 音	□	□				□				
	振 動	□	□				□				
	低周波音						□				
廃棄物等	一般廃棄物						×				
	産業廃棄物			□			□				
	建設発生土			□							
水 象	水量・流量・流出量										
	湧 水										
	潮 流								—		
	上記以外の水環境要素										
生 物	植 物	□		□		□			×	—	
	動 物	□		□		□			×	—	
	生態系			—					×	×	
緑	緑の質				○						
	緑の量				○						
人と自然との ふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場		□								
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産										
景 観	景観、圧迫感					□					
構造物の影響	日照阻害										
	テレビ受信障害					○					
	風 害										
コミュニティ施設	コミュニティ施設										
地域交通	交通安全、交通混雑		○								
	地域分断										
地形・地質	土砂流出										
	崩 壊										
	斜面安定										
安 全	火災、爆発、化学物質の漏洩等										○

注：1. ■ は、「川崎市環境影響評価等技術指針」（川崎市、令和 3 年 3 月改定）の別表-7-6 に定める「電気工作物の新設」に掲げられる「参考項目」を示す。

2. ○；選定した項目 ×；条例参考項目のうち選定しない項目

□—；法対象の環境影響評価の項目として取り扱う項目（□：選定、—：非選定）

第 5-3 表 (1) 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価項目		選定の有無	現況の概要	法対象項目及び条例選定、非選定の項目並びにその理由
温室効果ガス		□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
大気	大気質	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
	悪 臭	／	対象事業実施区域は、現在川崎事業所の遊休地であり、著しい悪臭の発生源となる施設は存在していない。令和 5 年度の川崎市における悪臭に係る苦情は、60 件であり、このうち川崎区は 12 件である。	【工事中】 悪臭を発生させるような要因はないことから選定しない。 【供用時】 排煙脱硝装置で還元剤としてアンモニアを使用するが、適正な維持管理により漏えいを防止するため、悪臭は発生しないことから、選定しない。
	上記以外の大気環境要素（冷却塔白煙）	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
水	水 質	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
	水 温	—	〈法対象項目として選定しない（環境影響評価方法書第 6.1-4 表参照）〉	
	底 質	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
地盤	地下水位	／	対象事業実施区域は、臨海部の工業用地の埋立造成地である。	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時には、大規模な地下掘削や地下水の汲み上げは行わない計画であり、地下水位、地盤沈下等に影響を及ぼす要因はないことから選定しない。
	地盤沈下	／		
	変 状	／		
土壌汚染		○	対象事業実施区域の一部は、形質変更時要届出区域に指定されている。	【工事中】 土地を賃借した際の形質変更時要届出区域の指定状況及び工事中に発生する掘削残土の量に応じて汚染土の封じ込め等から適切な対策方法を選択の上、法令に基づき対策を実施する計画であるため、工事中については評価項目として選定する。 【供用時】 供用時には、土壌汚染の原因となる物質は使用せず、土壌汚染に影響を及ぼすような要因はないことから選定しない。
騒音・振動・低周波音	騒 音	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
	振 動	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
	低周波音	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
廃棄物等	一般廃棄物	×	対象事業実施区域は現在事業所として利用されており、事業系一般廃棄物の発生がある。	【供用時】 一般廃棄物はほとんど発生しないことから、選定しない。
	産業廃棄物	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
	建設発生土（残土）	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	

注： □—；法において、環境影響評価の項目として取り扱う項目（□：選定、—：非選定）
 ○；環境影響評価の項目として選定した項目
 ×；条例参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定しない項目
 ／；条例項目のうち、環境影響評価の項目として選定しない項目

第 5-3 表 (2) 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価項目		選定の有無	現況の概要	法対象項目及び条例選定、非選定の項目並びにその理由
水象	水量・流量・流出量	／	対象事業実施区域において、河川は存在しない。	【工事中及び供用時】 工事中の排水、供用時の一般排水は河川へ排出しないため、水量・流量・流出量に影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
	湧水	／	対象事業実施区域は、臨海部の工業用地の埋立造成地であり、対象事業実施区域において湧水は存在しない。	【工事中及び供用時】 湧水に影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
	潮流	—	＜法対象項目として選定しない（環境影響評価方法書第 6.1-4 表参照）＞	
	上記以外の水環境要素	／	上記以外の水環境要素に影響を及ぼすような要因はない。	【工事中及び供用時】 上記以外の水環境要素に影響を及ぼすような要因はないことから、選定しない。
生物	植物	□ 建機の稼働工事の影響建築物等の存在	＜法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）＞	
		× 一般排水	対象事業実施区域及びその周辺には、海域の植物として海藻類、植物プランクトンが確認されているが、海草類、藻場は確認されていない。	【工事中及び供用時】 工事中排水及び一般排水を海域へ排出するが、仮設排水処理設備及び新設する一般排水処理設備にて規制基準に適合する水質に処理することから、海域の植物への影響はないものと考えため、選定しない。
		— 温排水	＜法対象項目として選定しない（環境影響評価方法書第 6.1-4 表参照）＞	
	動物	□ 建機の稼働工事の影響建築物等の存在	＜法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）＞	
		× 一般排水	対象事業実施区域及びその周辺には、海域の動物として魚等の遊泳動物、底生生物、潮間帯生物、動物プランクトン、卵・稚仔が確認されている。	【工事中及び供用時】 工事中排水及び一般排水を海域へ排出するが、仮設排水処理設備及び新設する一般排水処理設備にて規制基準に適合する水質に処理することから、海域の動物への影響はないものと考えため、選定しない。
		— 温排水	＜法対象項目として選定しない（環境影響評価方法書第 6.1-4 表参照）＞	
	生態系	— 工事の影響建築物等の存在	＜法対象項目として選定しない（環境影響評価方法書第 6.1-4 表参照）＞	
		× 一般排水	対象事業実施区域及びその周辺には、海域の植物として海藻類、植物プランクトンが確認されているが、海草類、藻場は確認されていない。また、海域の動物として魚等の遊泳動物、底生生物、潮間帯生物、動物プランクトン、卵・稚仔が確認されている。	【工事中及び供用時】 工事中排水及び一般排水を海域へ排出するが、仮設排水処理設備及び新設する一般排水処理設備にて規制基準に適合する水質に処理することから、海域の動植物の生息環境への影響はないものと考えため、選定しない。
		× 温排水	【供用時】 復水器の冷却には冷却塔による淡水循環冷却方式を採用し、冷却塔等からの排水は処理過程において周辺の海水温度と同程度まで自然冷却され、温排水は発生しないため、選定しない。	

注： □—；法において、環境影響評価の項目として取り扱う項目（□：選定、—：非選定）

○；環境影響評価の項目として選定した項目

×；条例参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定しない項目

／；条例項目のうち、環境影響評価の項目として選定しない項目

第 5-3 表 (3) 環境影響評価項目の選定理由

環境影響評価項目		選定の有無	現況の概要	法対象項目及び条例選定、非選定の項目並びにその理由
緑	緑の質	○	対象事業実施区域の周囲は、工場地帯・市街地が大部分であり、自然植生はほとんど確認されていない。	【供用時】 新たな緑地を設置することから、選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場		□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
歴史的文化的遺産		／	対象事業実施区域には、文化財等の歴史的文化的遺産が存在しない。	【工事中及び供用時】 対象事業実施区域は造成された埋立地であり、歴史的文化的遺産は存在しないことから、選定しない。
景観	景観・圧迫感	□	〈法対象項目として選定（環境影響評価方法書第 6.1-3 表参照）〉	
構造物の影響	日照障害	／	対象事業実施区域の周囲には、川崎天然ガス発電所や、川崎バイオマス発電所等が存在する。 対象事業実施区域は住居系地域から約 1.4km 離れている。	【供用時】 対象事業実施区域から住居系地域までの距離は離れており、日照障害を生じさせるおそれはないことから、選定しない。
	テレビ受信障害	○		【供用時】 高さ約 80m の煙突や高さ約 30m の排熱回収ボイラ等の構造物が出現することから、選定する。
	風 害	／		【供用時】 対象事業実施区域から住居系地域までの距離は離れており、風害を生じさせるおそれはないことから、選定しない。
コミュニティ施設		／	対象事業実施区域は、現在、ENEOS 川崎事業所の遊休地となっており、コミュニティ施設は存在しない。 北北西側約 1.5km に川崎市立臨港中学校がある。	【工事中及び供用時】 コミュニティ施設のもつ機能に及ぼす影響は見込まれないことから、選定しない。
地域交通	交通安全、交通混雑	○	対象事業実施区域に最も近い県道 101 号（一般県道）扇町川崎停車場線の川崎区浅野町における平日の 12 時間交通量は、10,225 台となっている。	【工事中】 工事用車両が走行することから、選定する。 【供用時】 施設関連車両が、大型車相当台数で 50 台未満であるため選定しない。
	地域分断	／		【工事中及び供用時】 地域分断は見込まれないことから、選定しない。
地形・地質	土砂流出	／	対象事業実施区域は、臨海部の工業用地の埋立造成地である。	【工事中及び供用時】 敷地の整地は行うが、大規模な造成工事は行わないことから選定しない。
	崩 壊	／		
	斜面安定	／		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	○	対象事業実施区域には、天然ガスの配管等が存在する。	【供用時】 火災、爆発、化学物質の漏洩等のおそれがあることから、選定する。

注： □－；法において、環境影響評価の項目として取り扱う項目（□：選定、－：非選定）
 ○；環境影響評価の項目として選定した項目
 ×；条例参考項目のうち、環境影響評価の項目として選定しない項目
 ／；条例項目のうち、環境影響評価の項目として選定しない項目

第6章 環境影響の調査、予測及び評価の手法

選定した項目の調査、予測及び評価の手法は第 6-1～5 表のとおりである。

第 6-1 表 調査、予測及び評価の手法（土壌汚染）

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
土壌汚染	工事の影響	〔調査手法〕 (1) 調査項目 ア. 地歴の状況 イ. 土壌汚染の状況 ウ. 地形・地質等の状況 エ. 関係法令等による基準等
		(2) 調査方法 【既存資料調査】 ア. 地歴の状況 発電所計画地について、「地形図」等の既存資料及びヒアリング等により整理し、地歴の状況を把握する。 イ. 土壌汚染の状況 発電所計画地における汚染土壌の存在状況について、川崎市における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定等の既存資料により整理し、把握する。 ウ. 地形・地質等の状況 発電所計画地における地質及び工作物等の状況について把握し、工事に伴い発生する汚染土壌が及ぼす影響について「地形図」、「地質図」等の既存資料により整理する。 エ. 関係法令等による基準等 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準及び「土壌汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）等の関係法令等の内容を整理し、環境保全目標の設定を行う。
		(3) 調査地域 調査地域は、対象事業実施区域とする。
		(4) 調査期間、調査時期 入手可能な至近の情報とする。
		(5) 環境保全目標 既存資料調査で把握した土壌汚染の状況を勘案のうえ、環境保全目標を設定する。なお、設定にあたっては、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準等を参考にする。
		〔予測手法〕 (1) 予測項目 汚染土壌の内容及びその処理・処分方法
		(2) 予測地域 予測地域は、対象事業実施区域とする。
		(3) 予測対象時期 工事中とする。
		(4) 予測方法 既存資料調査及び施工計画等をもとに、汚染土壌の内容及びその処理・処分方法を定性的に予測する。
		〔環境保全のための措置〕 本事業による土壌汚染の拡散の防止及び対象事業実施区域周辺に影響を与えないよう適正な処理対策等の措置について検討する。
		〔評価方法〕 調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案して、本事業の実施に伴う土壌汚染への影響が実行可能な範囲で回避又は低減するための措置が講じられているか評価する。

第 6-2 表 (1) 調査、予測及び評価の手法（緑）

項	目	調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
緑 (緑の質 及び量)	緑の回復 育成	【調査手法】 (1) 調査項目 ア. 緑の質 (イ) 現存植生状況及び生育状況 (ロ) 周辺地域の生育木 (ハ) 植栽土壌 (ニ) 植栽予定樹種 (ホ) 潜在自然植生 イ. 緑の量 (イ) 緑被の状況 (ロ) 緑化計画 ウ. 生育環境 エ. 土地利用の状況 オ. 関係法令等による基準等 (2) 調査方法 ア. 緑の質 (イ) 現存植生状況及び生育状況 【現地調査】 発電所計画地の現存植生の状況及び生育状況を調査する。現存植生の状況は植物社会学的調査手法により把握する。生育状況は樹種ごとに毎木・活力度調査を実施して把握する。活力度調査は、形状（樹高・枝張り・幹周）及び活力度（樹勢、樹形、枝の伸長量、枝葉の密度、葉形、葉の大きさ、葉色、ネクロシス）を測定・記録し、活力度指数を算定するとともに、樹木活力度調査の指数基準（A、B、C、D）を判定する。なお、活力度については「改訂 25 版 造園施工管理 技術編」（（社）日本公園緑地協会、平成 17 年）に示された項目と基準を用いる。 (ロ) 周辺地域の生育木 【現地調査】 発電所計画地周辺の緑地等において生育木の活力度を調査する。 (ハ) 植栽土壌 【現地調査】 発電所計画地の緑化予定地のうち、調査可能な代表的な地点を選定し、試坑土壌調査及び簡易土壌調査により、植栽土壌を把握する。また、設定した断面またはその周辺において、下記の土壌の物理的性質及び化学的性質を調査する。 ・土壌断面の各層ごとに層厚を計測する。 ・土性については土壌断面の層ごとに、日本農学会法により判定（指頭法）する。また、土色についても判定する。 ・土壌硬度については、土壌断面の層ごとに、山中式土壌硬度計を用いて測定する。 ・透水性については、土壌断面を設定した箇所の飽和透水係数を求める。 ・土壌断面の上層、下層の土壌試料を持ち帰り、pH 及び電気伝導度を計測する。 (ニ) 植栽予定樹種 【既存資料調査】 緑化計画における植栽予定樹種及び配植の考え方を整理する。 (ホ) 潜在自然植生 【既存資料調査】 「川崎市および周辺の植生－環境保全と環境保全林創造に対する植生学的研究－」（横浜植生学会、昭和 56 年）等の既存資料を収集、整理し、発電所計画地及びその周辺の潜在自然植生を把握する。

第 6-2 表 (2) 調査、予測及び評価の手法（緑）

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
緑 (緑の質 及び量)	緑の回復 育成	イ. 緑の量 (ア) 緑被の状況 【現地調査】 発電所計画地における現存植生の状況及び樹木本数、緑被面積、緑被率、緑度等を把握する。 (イ) 緑化計画 【既存資料調査】 事業計画の内容を整理し、緑化面積（緑被面積）、樹木本数等を把握する。 ウ. 生育環境 【既存資料調査】 発電所計画地における現況の生育環境（地形・地質、地下水、日照、潮風等の状況）を「土地利用現況図」及び「地形図」等の既存資料を収集、整理して、把握する。 エ. 土地利用の状況 【既存資料調査】 用途地域の指定状況及び土地利用の状況を「都市計画図」、「土地利用現況図」及び「地形図」等の既存資料を収集、整理して、把握する。 オ. 関係法令等による基準等 「地域環境管理計画」（川崎市、令和 3 年 3 月改定）に定める地域別環境保全水準及び「川崎市緑化指針」等の関係法令等の内容を整理して、把握する。
		(3) 調査地域 調査地域は、発電所計画地及びその周辺とする。
		(4) 調査期間、調査時期 既存資料調査及び現地調査を実施する。現地調査は、春から秋にかけての植物が繁茂する時期とする。
		(5) 環境保全目標 現況調査で把握した緑の質と量の状況を勘案し、環境保全目標を適切に設定する。なお、設定にあたっては、「地域環境管理計画」（川崎市、令和 3 年 3 月改定）に定める地域別環境保全水準等を参考にする。

第 6-2 表 (3) 調査、予測及び評価の手法（緑）

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
緑 (緑の質 及び量)	緑の回復 育成	〔予測手法〕 (1) 予測項目 ア．緑の質 (ｱ) 植栽予定樹種の環境適合性 (ｲ) 植栽基盤の適否及び必要土壌量 イ．緑の量 (ｱ) 緑被変化 (ｲ) 全体の緑の構成
		(2) 予測地域 予測地域は、発電所計画地とする。
		(3) 予測対象時期 本事業に係る工事の完了後、一定期間をおいた時期とする。
		(4) 予測方法 現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から、土地利用計画、緑化計画、施工計画等について、予測の前提となる必要な事項を整理するとともに、事業計画における植生の保全計画の内容から推定する方法により予測する。 ア．緑の質 (ｱ) 植栽予定樹種の環境適合性 発電所計画地の環境特性、生育木の樹木活力度及び潜在自然植生等を踏まえ、植栽予定樹種ごとに環境適合性を予測する。 (ｲ) 植栽基盤の適否及び必要土壌量 緑化地の土壌について、樹木の植栽基盤としての適否を、現況調査結果を踏まえ、基盤土壌の整備計画を示し、客土及び土壌改良等の内容に基づき予測する。また、現地調査の結果、植栽基盤が適と予測された場合は、基本的には川崎市緑化指針に基づき必要とされる土量から必要土壌量を予測し、植栽基盤が不適と予測された場合は、樹木の種類や規格に応じた必要土壌厚をもとに必要土壌量を予測する。 イ．緑の量 (ｱ) 緑被変化 緑化計画における緑被面積、緑被率を示し、環境保全目標として設定した緑被率と対比して予測する。 (ｲ) 全体の緑の構成 緑化計画の考え方及び全体の緑の構成を示し、緑化計画における樹木本数を高木、中木、低木の区分毎に示し、「川崎市緑化指針」に示されている水準と対比して予測する。
		〔環境保全のための措置〕 本事業により新たに形成される緑の質及び量の両面で適切に保全又は回復育成するための措置について検討する。
		〔評価方法〕 調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案して、本事業の実施により、適切に緑（緑の質、緑の量）の保全又は回復・育成が図られているか評価する。

第 6-3 表 (1) 調査、予測及び評価の手法（テレビ受信障害）

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
テレビ 受信障害	建築物等の 存在	【調査手法】 (1) 調査項目 ア. テレビ電波（地上波）の受信状況 イ. テレビ電波の送信の状況 ウ. 高層建築物及び住宅等の分布状況 エ. 地形、工作物の状況 オ. 関係法令等による基準等
		(2) 調査方法 ア. テレビ電波（地上波）の受信状況 【現地調査】 テレビ受信画質及び品質の状況、テレビ電波の強度の状況について現地調査を行う。調査は「建造物によるテレビ受信障害調査要領 テレビ受信状況調査要領（平成 30 年 6 月改訂）」（（一社）日本 CATV 技術協会、平成 30 年）に基づいて、電波測定車により現況測定を行う。共聴設備等の設置状況は、現地踏査により確認する。 イ. テレビ電波の送信の状況 【既存資料調査】 対象事業実施区域の周辺で受信可能なテレビ電波について、送信電波の種類、送信場所、送信アンテナの高さ、送信出力、電波の到来方向、送信アンテナとの距離について既存資料の収集整理により把握する。 ウ. 高層建築物及び住宅等の分布状況 【既存資料調査】 テレビ電波の受信に影響を及ぼす高層建築物の状況、住宅等の分布状況について地形図、住宅地図、航空写真等の既存資料の収集整理により把握する。なお、必要に応じて現地踏査により補足する。 エ. 地形、工作物の状況 【既存資料調査】 テレビ電波の受信に影響を及ぼす土地の起伏等の地形、工作物の状況について地形図、航空写真等の既存資料の収集整理により把握する。 オ. 関係法令等による基準等 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準及び関係法令等による基準等について把握する。
		(3) 調査地域及び調査地点 ア. テレビ電波（地上波）の受信状況 テレビ受信障害を生じると想定される地域について事前に予測を行い、テレビ受信障害の状況が適切に把握できるように調査地点を設定する。 イ. テレビ電波の送信の状況 対象事業実施区域の周辺で受信可能なテレビ電波の送信局とする。 ウ. 高層建築物及び住宅等の分布状況 影響が想定される地域の高層建築物、住宅等とする。 エ. 地形、工作物の状況 影響が想定される地域の地形、工作物とする。
		(4) 調査期間、調査時期 テレビ受信障害を把握できる適切な時期に 1 回とする。
		(5) 環境保全目標 現況調査により判明したテレビ受信の状況を勘案した上で、環境保全目標を適切に設定する。なお、設定にあたっては、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準、関係法令等による基準等を参考にする。

第 6-3 表 (2) 調査、予測及び評価の手法（テレビ受信障害）

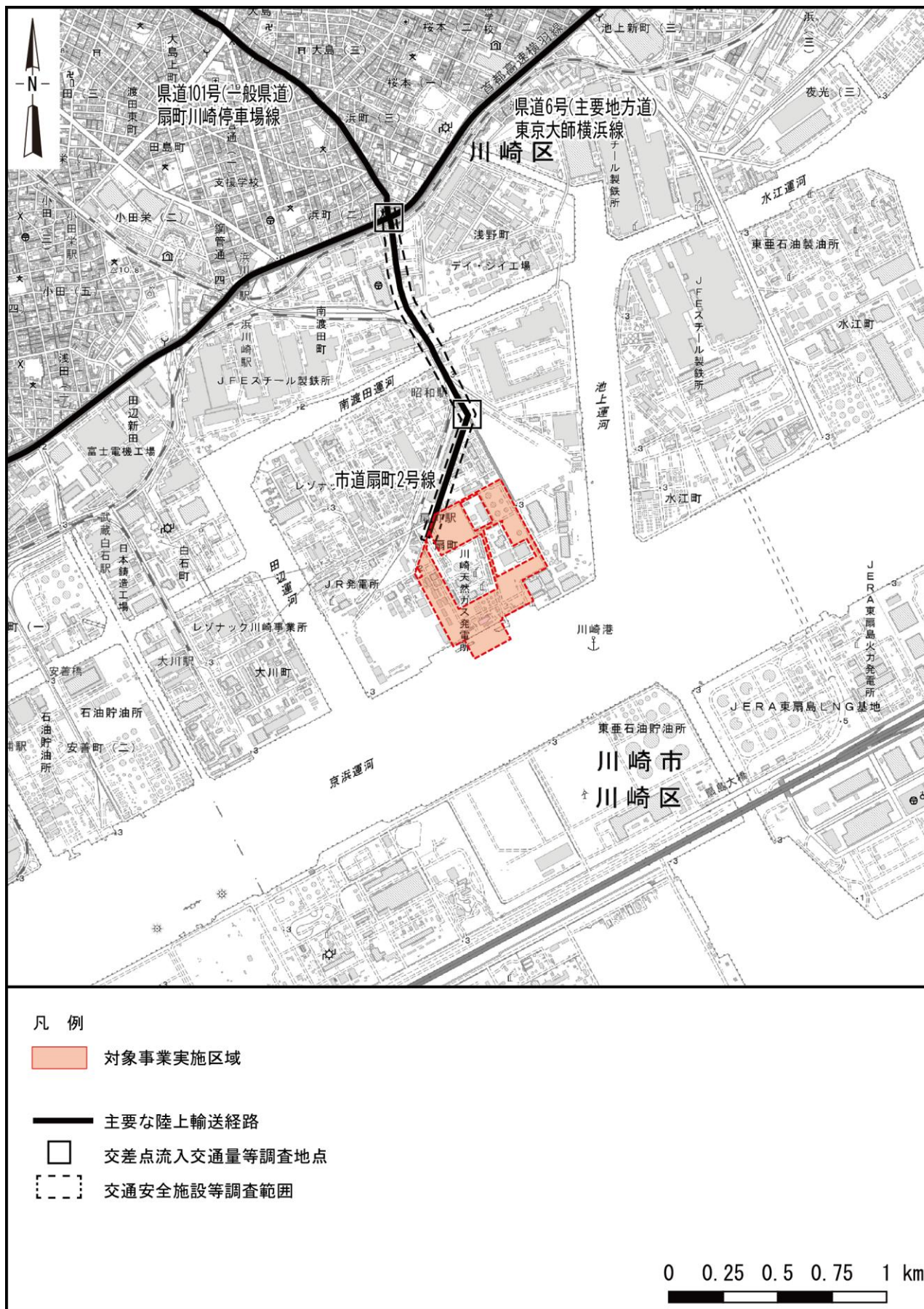
項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
テレビ 受信障害	建築物等の 存在	〔予測手法〕
		(1) 予測項目 発電所の建築物等により発生するテレビ受信障害の程度及び範囲（地上デジタル放送及び衛星放送）について予測する。
		(2) 予測地域及び予測地点 テレビ受信障害を生じると想定される地域
		(3) 予測対象時期 発電所の建築物等の工事が完成した時期とする。
		(4) 予測方法 現況調査で把握した内容のほか、事業計画の中から建築計画等について予測の前提となる必要な事項を整理する。地上デジタル放送については、日本放送協会の開発による実用式またはこれに準ずる方法により予測する。衛星放送については遮へい障害距離及び見通し線からの許容離隔距離を求める理論式により予測する。
		〔環境保全のための措置〕 本事業によりテレビ受信障害が周辺の生活環境に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について検討する。
		〔評価方法〕 調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び環境保全目標を勘案して、本事業の実施に伴うテレビ受信障害への影響について実行可能な範囲内で回避又は低減するための措置が講じられているか評価する。

第 6-4 表 (1) 調査、予測及び評価の手法 (地域交通)

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
地域交通 (交通安全、 交通混雑)	工事用車両 の走行	〔調査手法〕 (1) 調査項目 ア. 地域交通の状況 イ. 日常生活圏等の状況 ロ. 道路の状況 ハ. 交通安全の状況 ニ. 地形等の状況 ホ. 土地利用の状況 ヘ. 道路等に係る計画等 オ. 関係法令等による基準等
		(2) 調査方法 ア. 地域交通の状況 【既存資料調査】 イ. 日常生活圏等の状況 「ガイドマップかわさき」等の既存資料の収集、整理により、日常の生活圏、公共交通機関の状況、通学区域及び通学路の状況等を把握する。必要に応じて関係機関へのヒアリングにより把握する。 ロ. 道路の状況 工事用車両が集中する主要な輸送経路における交通量について「道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)等により把握する。また、「都市計画図」等の既存資料により、主要道路網の状況を把握する。 ハ. 交通安全の状況 交通事故等の発生状況は、警察署の資料の収集、整理により把握する。必要に応じて関係機関へのヒアリングにより把握する。 【現地調査】 イ. 道路の状況 交通量及び主要交差点の交通処理状況(渋滞長、滞留長、車頭時間、信号現示)を調査する。 主要な交差点における道路の構造、自動車交通量、歩行者数、交差点の交通処理状況を調査する。 自動車交通量については、交差点を通過する車両の台数を方向別、時間別、車種別にカウンター計測、渋滞長及び滞留長については、各流入部、車種別に目視観測、車頭時間及び信号現示についてはストップウォッチ計測を実施する。 ロ. 交通安全の状況 調査地域の交通安全施設等の状況を調査する。 ニ. 地形等の状況 【既存資料調査】 「地形図」等の既存資料の収集、整理により、地形等の状況を把握する。 ホ. 土地利用の状況 【既存資料調査】 「土地利用現況図」、「都市計画図」等の既存資料の収集、整理により、土地利用の状況を把握する。 ヘ. 道路等に係る計画等 【既存資料調査】 周辺に関連する計画等の内容を整理する。また、周辺の大規模開発等に伴い、予想される発生集中交通量については、川崎市関係各課等へのヒアリング等により把握する。 オ. 関係法令等による基準等 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準等の内容を整理して、把握する。
		(3) 調査地域及び調査地点 工事用車両の走行する主要な輸送経路のうち、主要な交差点及び工事用車両が集中する路線並びに住居地域及び学校等の保全対象の状況を勘案して、第 6-1 図に示す地域及び地点とする。

第 6-4 表 (2) 調査、予測及び評価の手法 (地域交通)

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
地域交通 (交通安全、 交通混雑)	工事用車両 の走行	(4) 調査期間、調査時期 ア. 地域社会の状況 【既存資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 (ア) 道路の状況 交通量の状況を代表する平日の 1 日とし、24 時間の連続測定を行う。 ただし、車頭時間のみ、午前・午後のピーク時を含む 4 時間帯とする。 (イ) 交通安全の状況 交通安全施設等の状況を把握できる適切な時期に 1 回とする。 イ. その他の項目の調査 【既存資料調査】 入手可能な最新の資料とする。
		(5) 環境保全目標 現況調査で把握した地域社会の状況を勘案した上で、環境保全目標を適切 に設定する。なお、設定にあたっては、「地域環境管理計画」に定める地域別 環境保全水準等を参考にする。
		【予測手法】 (1) 予測項目 ア. 本事業の工事用車両の走行に伴う交通安全の状況 イ. 本事業の工事用車両の走行に伴う交通流の状況
		(2) 予測地域及び予測地点 ア. 本事業の工事用車両の走行に伴う交通安全の状況 工事用車両が走行する主要な輸送経路 (第 6-1 図) とする。 イ. 本事業の工事用車両の走行に伴う交通流の状況 工事用車両が走行する主要な輸送経路上の 2 交差点 (第 6-1 図) とする。
		(3) 予測対象時期 本事業の事業計画に伴い、工事用車両の走行による地域交通への影響が最 大となる時期とする。
		(4) 予測方法 ア. 本事業の工事用車両の走行に伴う交通安全の状況 交通安全施設の整備状況及び保全対象の状況の調査結果から、歩行者の安 全に及ぼす影響を定性的に予測する。 イ. 本事業の工事用車両の走行に伴う交通流の状況 「平面交差の計画と設計 基礎編 ー計画・設計・交通信号制御の手引 ー」((一社)交通工学会、平成 30 年)に基づき、予測地点における交差 点需要率及び交通混雑度を算出する。算出に必要な将来交通量について は、現地調査結果及び既存資料調査結果から予測時期の将来一般交通量を算 出し、その交通量に収集可能な範囲における周辺開発交通量及び工事用車両 を付加した将来交通量より設定する。
		【環境保全のための措置】 本事業により地域社会の生活道路、幹線道路等における交通混雑、交通安全 に及ぼす影響を可能な限り回避し、又は低減するための措置について検討する。
		【評価方法】 調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び環境 保全目標を勘案して、本事業の工事関係車両及び定期点検時の車両の地域交通 (交通安全、交通混雑) に及ぼす影響について実行可能な範囲内で回避し、又 は、低減するための措置が講じられているか評価する。



第 6-1 図 地域交通（交通混雑、交通安全）調査位置

第 6-5 表 (1) 調査、予測及び評価の手法 (安全)

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
安 全 (火災、爆発、 化学物質の 漏洩等)	危険物・ 可燃物等	【調査手法】 (1) 調査項目 ア. 過去の災害等の状況 イ. 気象の状況 ウ. 地形及び工作物の状況 エ. 地質の状況 オ. 周辺の土地利用等の状況 カ. 関係法令等による基準等
		(2) 調査方法 【既存資料調査】 ア. 過去の災害等の状況 地域における過去の液状化、地盤沈下の状況、火力発電所を対象とした火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の災害の状況及び PRTR 法に基づく第一種指定化学物質等の排出量を既存資料により把握する。 イ. 気象の状況 発電所計画地周辺の一般局（川崎・大師・田島）における風向・風速及び降水量の状況を既存資料により把握する。 ウ. 地形及び工作物の状況 高圧ガス、危険物、有害な化学物質等の漏洩・拡散に影響を及ぼす地形及び貯蔵、取扱い施設の位置、規模等について既存資料により把握する。 エ. 地質の状況 液状化に伴う火災、爆発等に影響を及ぼす地質構造、地下水位、土の粒度分布等の状況について既存資料により把握する。 オ. 周辺の土地利用等の状況 学校、病院等の分布、人口、産業、道路の状況、地下埋設物の状況及び防災体制の現況、その他土地利用の状況等について既存資料により把握する。また、対象事業実施区域は「石油コンビナート等災害防止法」（昭和 50 年法律第 84 号）に基づく、石油コンビナート等特別防災区域に含まれるため、地域防災に係る安全機能の状況を既存資料により把握する。 カ. 関係法令等による基準等 「石油コンビナート等災害防止法」等による基準等の状況を既存資料により把握する。
		(3) 調査地域 「石油コンビナート等災害防止法」に基づく京浜臨海地区石油コンビナート等特別防災区域のうち、扇町地区及びその周辺とする。
		(4) 調査期間、調査時期 入手可能な至近の情報とする。
		(5) 環境保全目標 現況調査で把握した周辺地域等の安全の状況を勘案のうえ、環境保全目標を設定する。なお、設定にあたっては、「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準等を参考にする。
		【予測手法】 (1) 予測項目 発電所における高圧ガス、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等の防止等の安全性の確保の程度
		(2) 予測地域及び予測地点 予測地域は調査地域とし、予測地点は発電所計画地とする。
		(3) 予測対象時期 発電所が定常の運転状態となった時期とする。

第 6-5 表 (2) 調査、予測及び評価の手法（安全）

項 目		調査、予測及び評価の手法
環境影響 評価項目	環境影響 要因	
安 全 (火災、爆発、 化学物質の 漏洩等)	危険物・ 可燃物等	(4) 予測方法 発電所における将来の高圧ガス、危険物、有害な化学物質等の取扱状況・ 使用計画・安全対策・防災対策を把握し、安全に及ぼす影響を定性的に予測 する。
		[環境保全のための措置] 本事業による高圧ガス、危険物による火災、爆発、有害な化学物質の漏洩等 の防止並びにこれらが生じた場合における対象事業実施区域周辺の地域住民に 対する安全性を確保するための措置について検討する。
		[評価方法] 調査及び予測の結果に基づき、地域の特性、環境保全のための措置及び環 境保全目標を勘案して、本事業の実施に伴う安全（火災、爆発、化学物質の 漏洩等）への影響が実行可能な範囲で回避又は低減するための措置が講じら れているか評価する。

第7章 環境配慮項目

7.1 環境配慮項目の選定

計画の内容を勘案して環境配慮項目の選定を行った。その結果は第 7-1 表のとおりである。

第 7-1 表 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	区 分	選定・非選定の理由
有害化学物質	×	工事中においては有害な化学物質は取扱わず、供用時においては環境影響評価項目として、「安全」を選定していることから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	×	本事業においては放射性物質の使用、保管、処分及び排出はないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	×	本事業においては送電線の建設はないことから、人への影響が懸念される電磁波・電磁界について環境配慮項目として選定しない。
光 害	×	本事業においては著しい光害を発生させるような行為・要因はないことから、環境配慮項目として選定しない。
地震時等の災害	○	本事業において、地質調査の結果を発電設備等の設計に反映する計画であるが、地震時等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	臨海部においても、生物多様性の保全に果たす役割が重要であることから選定する
地球温暖化対策	○	工事中において、建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行により二酸化炭素が発生すること、供用時において施設関係車両の走行により二酸化炭素が発生することから、環境配慮項目として選定する。
気候変動の影響への適応	○	工事中において暑熱対策等が求められること、供用時において発電所の稼働に伴う人工排熱の排出があること、工作物等による地表面の被覆があること、また、近年集中豪雨が増加傾向であることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	○	工事中においては建設機械の稼働、資材運搬等の車両の走行により窒素酸化物の排出があること、供用時においては施設関係車両の走行及び発電所の稼働に伴い窒素酸化物が発生することから、環境配慮項目として選定する。
資 源	○	本事業においては工事中及び供用後を通して資機材等の使用があり、資源の有効利用への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。

注：「○」は環境配慮項目として選定する項目、「×」は環境配慮項目として選定しない項目を示す。

7.2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目についての具体的な配慮方針は、第 7-2 表に示すとおりである。

第 7-2 表 環境配慮方針

環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
地震時等の災害	・災害発生時の工事関係者等の安全の確保を図る。	・必要な耐震性の確保を図る。 ・災害発生時の従業員等の安全の確保を図る。
生物多様性	—	・花や実のなる樹木を植える。 ・緑の構成（高木、中木、低木）に配慮する。 ・敷地内緑地の計画的な維持管理を行う。
地球温暖化対策	・建設機械の機種選定及び工事用車両の車種選定並びに使用方法に配慮する。	・施設関連車両の車種選定や使用方法に配慮する。
気候変動の影響への適応	・工事作業員の熱中症対策を行う。	・設備機器の選定や使用方法の配慮により、人工排熱の低減に努める。 ・敷地内の緑化により、人工被覆を低減する。 ・設備の水害対策を行う。
酸性雨	・建設機械の機種選定及び工事用車両の車種選定並びに使用方法に配慮する。	・施設関連車両の車種選定や使用方法に配慮する。
資 源	・建設廃棄物の発生抑制及び再資源化に努める。	・廃棄物の発生抑制及び再資源化に努める。

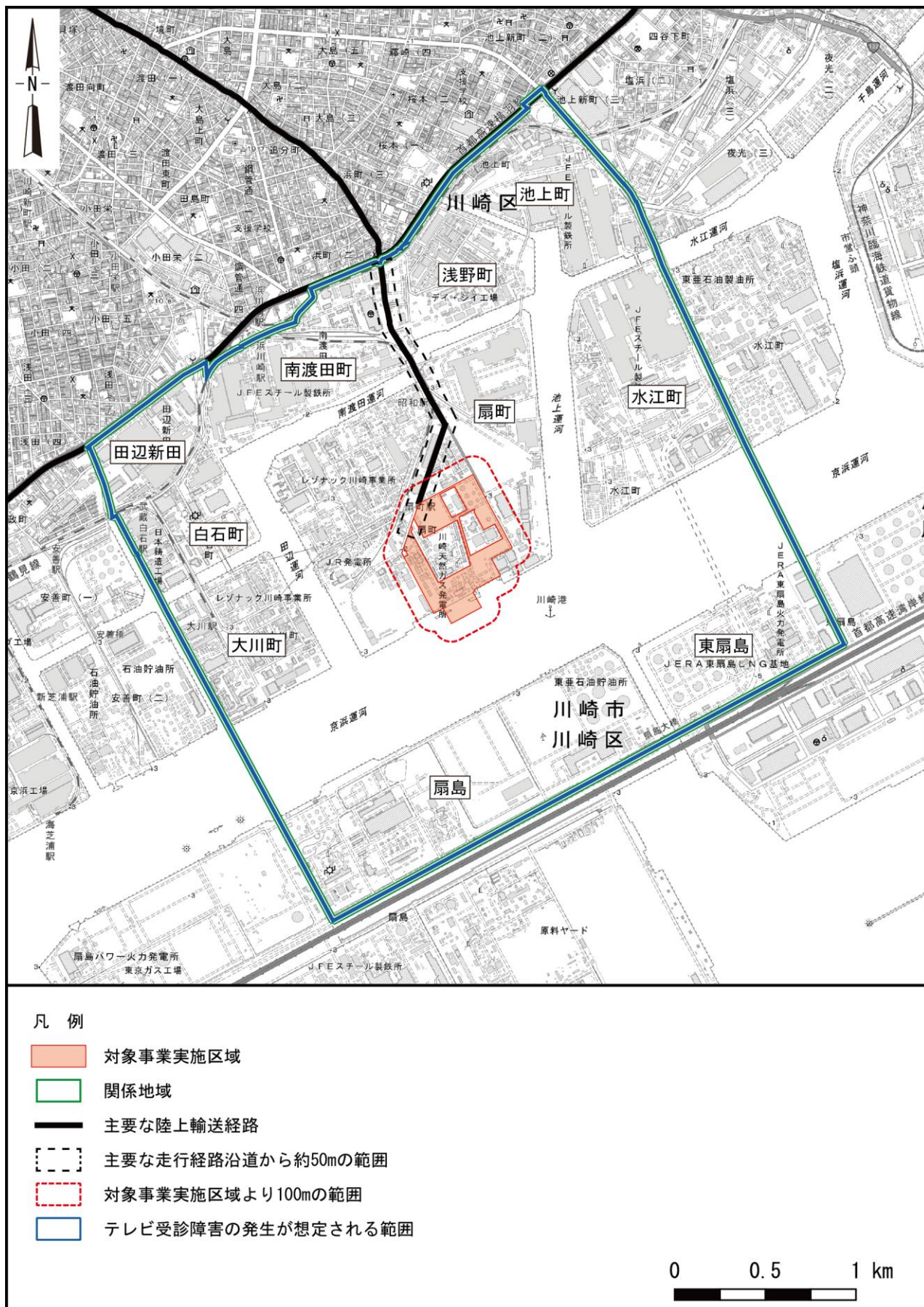
第8章 関係地域の範囲

関係地域は選定した環境影響評価項目を勘案して、本事業の工事用車両が集中する主要な輸送経路及び施設の稼働に伴う騒音、建築物等の存在に伴うテレビ受信障害を対象とし、本事業の実施に伴い影響を及ぼす可能性のある範囲として、第 8-1 表及び第 8-1 図のとおり選定した。

影響範囲としては、最寄りの幹線道路に至るまでの主要な走行経路沿道から約 50m の範囲、施設の稼働に伴う騒音については対象事業実施区域から約 100m の範囲とした。テレビ受信障害については、類似事例を参考に範囲を設定した。

第 8-1 表 関係地域の範囲

市	区	町
川崎市	川崎区	扇町
		大川町
		白石町
		田辺新田
		南渡田町
		浅野町
		池上町
		水江町（一部地域）
		東扇島（一部地域）
		扇島（一部地域）



第 8-1 図 関係地域

第9章 その他

9.1 法対象事業の実施に必要な許認可等の種類

法対象事業の実施に必要な許認可等の種額については、第 9-1 表のとおりである。

第 9-1 表 法対象事業の実施に必要な主な許認可等の種類

許認可等の種類	根拠法令の名称及び状況	許可権者等
保安規程の届出	電気事業法第 42 条	経済産業大臣
主任技術者選任の届出	電気事業法第 43 条	経済産業大臣
工事計画の届出	電気事業法第 48 条	経済産業大臣

9.2 法対象条例環境影響評価方法書の作成者及び業務受託者、事業の内容等に関する問い合わせ窓口

1. 法対象条例環境影響評価方法書の作成者

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

代表者の氏名：代表取締役社長 香月 有佐

所在地：東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

2. 法対象条例環境影響評価方法書の業務受託者

事業者の名称：株式会社東京久栄

代表者の氏名：代表取締役社長 高月 邦夫

所在地：東京都千代田区岩本町二丁目 4 番 2 号 江戸新金網ビル 4 階

3. 事業の内容等に関する問い合わせ窓口

事業者の名称：ENEOS Power 株式会社

所在地：東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号

電話：(03) 6257-7246